

鹿児島県は、 県内において燃料電池自動車を 導入する経費を支援します！

対象となる方

- 次の全てを満たす個人事業主及び法人（市町村等を除く。）
 - 鹿児島県内に事業所又は営業所を有すること。また、県税に未納がないこと。
 - 補助対象となる車両の使用の本拠を所在地の本県内とすること。
- 上記1の個人事業主・法人を対象に4年以上のリースを行うリース事業者

対象となる車両

- 燃料電池自動車（FCV）であって、乗車定員が4人以上の新車（経済産業省のグリーンエネルギー自動車導入促進補助金（以下、「CEV補助金」という）の対象車両に限る。）
- 令和6年3月1日から令和7年2月28日までに初度登録された車両（新車購入に限る。）



©鹿児島県ぐりぶー

補助率・補助上限額

CEV補助金交付額の
1/2
（上限100万円）

申請から 交付までの流れ

- 車両登録及び車両代金支払い完了後（ただし、手形を除く。）に補助金交付申請書と併せて裏面に記載している書類を郵送してください。提出書類の中には、最寄りの県地域振興局・県支庁、法務局、市町村役場で取得する書類もありますので、余裕をもって手続きを行ってください。
- 書類審査後、補助金の交付が決定しましたら「補助金交付決定及び交付確定通知書」で交付金額をお知らせし、交付請求書到着後、ご指定の口座に補助金を振込みます。

補助の条件等

- 法定耐用年数（4年）経過前に本県内での使用継続が困難になった場合には、補助金相当額の一部を返還していただきます。
- 補助金交付申請手続きは、車両登録及び代金支払いの完了後に行っていただくことになります。

申込方法

簡易書留又はレターパックで郵送

申込締切

令和7年3月7日(金) 当日消印有効

※先着順で、予算に達した時点で終了となります。

購入を検討される方は、ぜひ御活用ください。
国による補助と併用できます。
先着順で予算に達し次第、終了となりますので、お早めに申込みください。



鹿児島県ぐりぶー

<問合せ先及び申請書郵送先>

鹿児島県 商工労働水産部 エネルギー対策課 エネルギー高度化係
燃料電池自動車補助金担当

住所：〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 TEL：099-286-2417



補助金交付申請書に添付すべき書類

- ① 鹿児島県税について未納がないことの証明書（発行から3か月以内のもの）の写し
- ② 補助金の交付の申請を行う者（以下「申請者」という。）を確認する書類
 - ア 申請者が法人（リース会社を除く）の場合は、商業登記簿の全部事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項証明書）（発行から3か月以内のもの）の写し
 - イ 申請者が個人事業主の場合は、所得税決算書の写し及び本人確認書類（自動車運転免許証、健康保険証又は住民票）の写し
 - ウ 申請者がリース会社の場合は、リース会社自身に関する上記アの書類及び当該車両の使用者に関し、それが法人の場合は上記アの書類、それが個人事業主の場合は上記イの書類
- ③ 申請車両及び車両代金の支払いを確認する書類
 - ア 自動車検査証又は標識交付証明書の写し（標識交付証明書が発行されない場合は軽自動車税申告書控又は標識届出証明等の写し）
 - イ 自動車保管場所証明書の写し
 - ウ 法人による申請及び法人が当該車両のリースを受ける者である場合は、車両の使用の本拠となる事業所が分かる書類
 - エ 車両代金支払証憑^注の写し
 - オ リース目的で取得した車両を申請する場合については、リース契約書（自動車賃貸借契約書）の写し
- ④ リース車両の場合は、貸与料金の算定根拠明細書（別記第7号様式）

このリース料金算定根拠明細書のリース料金は、補助金相当額が月々のリース料金の引下げに反映されたものであること。
- ⑤ クレジット契約等により車検証上の所有者と使用者が異なる場合は、保管場所標章番号通知書又は使用者が契約者である任意自動車保険契約書（これらが無い場合は、補助金の申請者と当該車両の使用者が一致することを証する書面）の写し
- ⑥ 法人による申請及び法人が当該車両のリースを受ける者である場合で、自動車検査証上の使用者が当該法人の役員又は従業員となる場合にあっては次の書面
 - ア 車両を適正に管理・使用することに関する関係者連名の確認書（別記第8号様式）
 - イ 法人と自動車検査証上の使用者の関係が分かる書類（在職証明書）（別記第9号様式）
- ⑦ その他必要に応じて鹿児島県が定めるもの

※上記にある各種様式については県ホームページより入手してください。

【注】支払証憑（写し）とは、申請者宛の領収証（購入者が受領したものの写し）、又は銀行振込等で領収書が無いものについては、銀行発行の振込証明書（写し）（振込金受取書等）等とする。

なお、支払証憑を補完する書類として次のものが必要となる場合がある。

- 支払証憑の記載金額が、車両本体以外のものも区分けせずに記載されている場合は、車両本体の支払額が分かる内訳明細表
- 申請者が車両代金の支払いのため銀行又はクレジット会社のローンを利用した場合は、車両販売会社から銀行又はクレジット会社宛の領収証。当該領収証には、申請者名と当該車両代金の支払い分であることが明記されていること。または、販売店と申請者で締結された今後全額支払いすることが明記されている契約書等。